

3 各種法令による子供・若者の呼称等と年齢区分

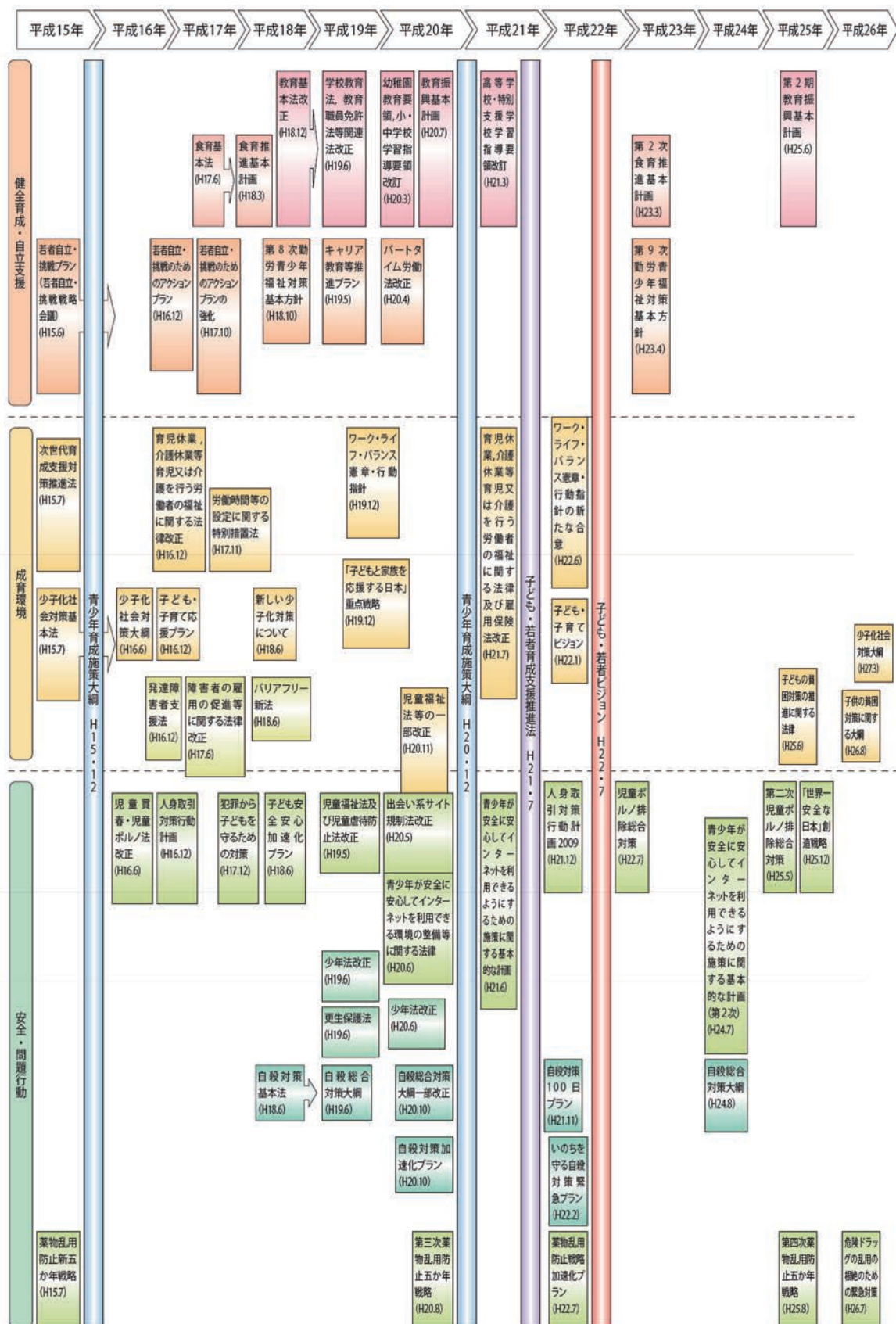
法律の名称等	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男：満18歳、女：満16歳 〔未成年者は父母の同意を得なければならない。〕
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
東京都青少年の健全な育成に関する条例	青少年	18歳未満の者
東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例	青少年	18歳未満の者

【参考】

公職選挙法	選挙権年齢	年齢満20年以上 → 満18年以上※
-------	-------	--------------------

※平成27年6月19日改正、平成28年6月19日施行、施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用。

4 子供・若者育成支援に関係する国の法令・計画の動向



【資料】内閣府「平成27年版 子供・若者白書」

▶ 5-1 子ども・若者育成支援推進法（平成21年7月8日 法律第71号）

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 子ども・若者育成支援施策(第七条—第十四条)
- 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援(第十五条—第二十五条)
- 第四章 子ども・若者育成支援推進本部(第二十六条—第三十三条)
- 第五章 罰則(第三十四条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。))について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するため

に必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策

定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助

を行うこと。

- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

- 第十九条** 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（協議会の事務等）

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（子ども・若者支援調整機関）

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

（子ども・若者指定支援機関）

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

（指定支援機関への援助等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必

要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

（設置）

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部(以下「本部」という。)を置く。

（所掌事務等）

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

（組織）

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及

子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

（子ども・若者育成支援推進本部長）

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（子ども・若者育成支援推進副本部長）

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（子ども・若者育成支援推進本部員）

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるも

ののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二一年政令第二八〇号で平成二二年四月一日から施行）

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

▶ 5-2 子ども・若者ビジョン

～子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して～

(平成22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定)

「子ども・若者ビジョン」は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第8条第1項に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として作成するものである。

第1 子ども・若者の成長を応援し、一人ひとりを包摂する社会を目指して

(子ども・若者の「今」と「未来」)

子ども・若者は、かけがえのない「今」を生きています。また、それと同時に、我が国の、そして世界の未来を担う「将来の大人」でもあります。

今を生き生きと幸せに生きるとともに、未知の事柄に挑戦し、試行錯誤を経て新しい能力を身に付け、自信を持って社会に羽ばたく、未来への準備期間なのです。

(状況認識)

グローバル化の進展は、世界と我が国との距離を縮め、私たちには多様な価値観をもつ人々との共生が求められています。また、情報化の更なる進展は、視野や見識を広げ、新しい知的、文化的価値創造の舞台を提供する一方で、子どもたちに思わぬ被害や人間関係などへの負の影響を及ぼすことを懸念する意見もあり、情報あるいは情報機器を適切に使いこなす能力を身に付けることが課題となっています。

さらに、雇用環境が大きく変化しており、特に、非正規労働者の増大は、若者が将来に対し不安を抱く大きな原因となっています。フリーターやニートの数は高止まりの状態であり、経済的格差の拡大と世代をまたがる固定化は、「子どもの貧困」問題としてもクローズアップされています。児童虐待などの被害者の中には、帰れる家も頼れる人もなく、社会における受け皿も不十分の中で居場所を探し求めている子ども・若者もいます。

家庭や地域における養育力の低下が指摘されている中、このような困難を有する人々に対する支援はもちろんのこと、社会全体で子ども・若者を見守り、育てる機能を果たしていかなければなりません。このため、大人の側でも自覚を持って社会のあり方を見直すとともに、必要な費用は子ども・若者自身の幸せのためだけでなく「未来への投資」「社会への投資」と位置づけて施策を推進していきたいと考えています。

(「子ども・若者ビジョン」の策定)

この「子ども・若者ビジョン」は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）の施行を受け、「青少年育成施策大綱」（平成20年12月決定）に代わるものとして作成するものです。

このビジョンの策定に当たっては、次のような視点から検討を行いました。

- ・子ども・若者を育成の対象としてとらえるのではなく、社会を構成する重要な主体として尊重する。
- ・子ども・若者を中心に据え、専門家も交えた地域のネットワークの中で成長することを支援する。
- ・すべての子ども・若者の成長・発達を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を克服することができるよう支援する。
- ・今を生きる子ども・若者を支えるとともに、将来をよりよく生きるための成長をサポートする。
- ・子ども・若者を取り巻く大人の役割は大変重要であり、大人の側でもよりよい社会づくりを積極的に行うことを求める。

子ども・若者育成支援に関する施策は、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用を始めとして社会のほぼあらゆる分野にわたります。関係する国・地方公共団体の機関、民間団体等の間で緊密に連携をとりながら、全力で取り組みます。

第2 基本的な方針

1 5つの理念

(1) 子ども・若者の最善の利益を尊重

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者の個人としての尊厳を重んじ、発達段階に応じてその意見を十分尊重するとともに、その最善の利益が考慮されることが確実に保障されることを目指します。

(2) 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー

子どもや若者を大人とは一段下の存在として位置づけるのではなく、また逆に、子ども・若者を甘やかすのでもなく、子ども・若者と大人がお互いに尊重しあいながら、社会を構成する担い手として共に生きていくことを目指します。

(3) 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援

子ども・若者が、社会とのかかわりを自覚しつつ、自尊感情や自己肯定感をはぐくみ、自立した個人としての自己を確立するとともに、社会との関係では、適応するのみならず、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けることができるよう、健やかな成長・発達を支援します。

(4) 子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施

子ども・若者が持つ能力や可能性、あるいは抱えている困難の程度は一人一人異なります。また、様々な分野にわたる支援を組み合わせることが必要な場合や、一つの分野の中でも官民の様々な団体や個人が支援を行う場合があることから、社会全体で分野、主体の壁を越えて互いに連携、協力し、必要な財源を確保しながら、一人一人の置かれた状況、発達段階、性別等に応じて抱えている問題が異なることにも配慮しつつきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

また、このような連携・協力を通じて、支え合いのネットワークから誰一人として排除されることのない「一人ひとりを包摂する社会」の実現を目指すとともに、すべての子ども・若者が確かな社会生活を始めることができるよう支援していきます。

(5) 大人社会の在り方の見直し

児童虐待を始め大人が子ども・若者に対する加害者となる場合に限らず、子ども・若者の問題は、それを取り巻く大人を含む社会全体の問題です。このことを踏まえ、大人自らがその責任を自覚して子ども・若者のモデルとなるよう努めるとともに、社会の改善に取り組むことができるよう、社会の在り方を見直す取組を進めていきます。

2 3つの重点課題

(1) 子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組

子ども・若者が成長・発達するための基礎づくりを支援します。このため、良好な家庭的環境の確保や大人社会の在り方の見直しなど子ども・若者を取り巻く状況の改善を図るとともに、豊かな人間性の育成、基本的な生活習慣の形成、体力の向上、基礎学力の保障等に取り組めます。また、子ども・若者の意見表明機会の確保を図ります。

さらに、このような基礎の上に様々な体験や他者との交流を積み重ねることにより、自立した個人として必要な知識、能力、社会性やリーダーシップなどをはぐくみます。このため、社会参加・体験活動等の能動的な活動の充実、自らとは異なる文化に接

し、理解を深めるための活動、キャリア教育・職業教育の充実に取り組みます。

(2) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組

様々な困難を有するが故に特別な支援が必要な子ども・若者がいます。その困難は、ニート、ひきこもり、不登校等社会生活を円滑に営む上での困難や、障害、虐待を始めとする犯罪被害、定住外国人であることなど多岐にわたっていることから、それぞれに必要な支援を行っていきます。非行や犯罪に陥った子ども・若者については、その抱える困難に配慮し、社会の一員として立ち直ることができるよう支援します。子ども・若者本人だけでなく、家族に対する支援も行います。また、「子どもの貧困」問題についても積極的に取り組めます。

(3) 地域における多様な担い手の育成

子ども・若者育成支援は、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要です。特に、地域におけるつながりの弱体化が指摘されていることから、「新しい公共」の考え方も踏まえつつ、家族や地域の機能を補完する多様な活動を支援します。また、官民の取組が行政分野ごとの縦割りとならないようネットワークの総合性を確保するとともに、子ども・若者自身のネットワークの強化も図ります。

さらに、民間人の参加協力も含めた地域での教育支援体制の強化により、「開かれた」学校づくりを含めた取組を推進するとともに、一部地方公共団体で「子どもオンブズパーソン」等の名称で設けられている、子ども・若者に関する権利侵害などさまざまな問題を第三者的立場から調整しつつ解決していく仕組みの普及を図ります。

第3 子ども・若者等に対する施策の基本的方向

5つの理念と3つの重点課題を踏まえ、次の施策を進めます。

1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する

(1) 子ども・若者の自己形成支援

① 日常生活能力の習得

(基本的な生活習慣の形成)

生活習慣の形成に向けた取組を学校内外において進めます。また、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭・学校・地域等が連携した食育の取組を推進します。

（コミュニケーション能力や規範意識等の育成）

コミュニケーション能力や規範意識等を育てるため、発表・討論などの学習や道徳教育の充実、自然体験、集団宿泊体験等の体験活動の充実、非行防止教室の取組等を推進します。

（体力の向上）

体育の授業や運動部活動の充実を図るとともに、学校や地域における体力の向上のための取組を推進します。

② 多様な活動機会の提供**（集団遊びの機会の確保）**

集団遊びの場の確保や、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、レクリエーション等の機会を提供する取組を推進します。

（読書活動の推進）

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるため、子どもの読書活動を推進します。

（地域等での多様な活動）

様々な場における、環境学習、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進します。

また、農山漁村に滞在し農林漁業体験等を行う活動を推進するとともに、家族ぐるみの交流や子ども団体、修学旅行受入等を進めます。

（生涯学習への対応）

多様な学習ニーズに対応する「生涯学習社会」を実現するため、学習機会を充実する取組や、学習した成果が適切に評価されるための仕組みをつくる取組等を推進します。

また、特に女性は安定した雇用が得にくく、厳しい状況に置かれていることから、女性の生涯にわたる学習機会の充実を図ります。

（多様な価値観に触れる機会の確保等）

インターネットを利用した調べ学習や、国際交流などを通して、普段の生活の場を超えた多様な価値観に触れるとともに、情報機器を用いて世界の人々と継続的なコミュニケーションがとれるようになるための支援を充実させます。

③ 学力の向上**（知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」の確立）**

基礎的・基本的な知識・技能の習得、これらを活

用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立、に向けて各学校が行う取組を進められるよう必要な支援を行います。

（基礎学力の保障等）

小中学校段階において、基礎学力を保障するため、特に学力不十分な子どもへの個別サポートの充実等の取組を推進します。

既存の学校教育の枠組みになじめない子どもに対しては、小中学校段階における学力を身に付ける機会の提供を一層推進します。

（高校教育の質の保証）

希望するすべての子どもが高校を卒業できるよう、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、学習面や生活面での支援を行い、教育の質の保証を図ります。

また、小中学校段階において十分な基礎学力を身に付けられなかった子どもの学び直しを推進します。

（学校教育の情報化の推進）

情報通信技術を活用して、子ども同士が教え合い学び合うなど、双方向でわかりやすい授業の実現、教職員の負担の軽減、児童生徒の情報活用能力の向上が図られるよう、21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境を整えます。

④ 大学教育等の充実**（教育内容の充実）**

大学・専修学校等において教育内容・方法の改善を進めるとともに、質の高い教育の展開を支援します。また、情報社会の基礎理念や、情報の高度な利活用の在り方を学ぶ機会の増大を推進します。さらに、生涯学習機会の充実を図るため、大学・専修学校等において、社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための取組を促します。

⑤ 経済的支援**（経済的支援の充実）**

次代を担う一人一人の子どもの育ちを個人や家庭だけの問題とするのではなく、社会全体で応援するという観点から、子ども手当を実施します。

また、すべての意志ある子ども・若者が経済的理由により希望する教育を断念することがないよう、初等中等教育においては、高校の実質無償化の定着等を図るとともに、引き続き、市町村が実施する就学援助の促進等を図ります。また、教育に係る経済的負担の一層の軽減を図るため、必要な支援措置に取り組みます。

特に学習者の負担が大きい高等教育については、奨学金の充実とともに、実質的な給付型の経済的支援として、大学等が行う授業料減免措置の支援等に

取り組みます。

（２）子ども・若者の社会形成・社会参加支援

① 社会形成への参画支援

（社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進）

社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度等を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）を推進します。

具体的には、民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、労働者の権利や義務、消費に関する問題など、政治的教養を豊かにし勤労観・職業観を形成する教育に取り組みます。

（子ども・若者の意見表明機会の確保）

政策形成過程への参画促進のため、各種審議会や懇談会等における委員の公募制の活用、インターネット等を活用した意見の公募等により、子ども・若者の意見表明機会の確保を図ります。

子ども・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、子ども・若者の意見も積極的かつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇談会等の委員構成に配慮します。

② 社会参加の促進

（ボランティアなど社会参加活動の推進）

ボランティア活動を通じて市民性・社会性を獲得し、地域社会へ参画することを支援します。

（国際交流活動）

若者の国際理解や国際的視野の醸成、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の青少年の招へい・派遣等を通じた国際交流や異文化体験の機会の提供を行います。

（３）子ども・若者の健康と安心の確保

① 健康の確保・増進

（安心で安全な妊娠・出産の確保、小児医療の充実等）

「子ども・子育てビジョン」に基づき、安心で安全な妊娠・出産の確保や小児医療の充実等のための施策を推進します。

（思春期特有の課題への対応）

未成年者の喫煙及び飲酒をなくし、人工妊娠中絶の実施率や性感染症罹患率及び女性の思春期やせ症の発生頻度を減少させることを目標として、各種の取組を推進します。

（健康教育の推進）

心の健康に関する知識、薬物乱用に関する知識、発達段階に応じた性に関する知識について、専門家

の協力も得ながら学校における健康教育の充実と推進を図ります。

② 相談体制の充実

（学校における相談体制の充実）

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など相談体制の整備を支援します。

（地域における相談、医療機関での対応）

地域において、子どもの発育・発達や心の健康問題、薬物乱用、性、感染症等に関する相談の充実や、医療機関による対応の充実を図ります。

（４）若者の職業的自立、就労等支援

① 就業能力・意欲の習得

（勤労観・職業観と職業的自立に必要な能力の形成）

子ども・若者が勤労観や職業観を養い、職業的自立に必要な能力を身に付けるとともに、男女共に経済的に自立していくことの重要性について学ぶため、企業等と連携・協力しつつ、各学校段階を通じキャリア教育及び職業教育を体系的に充実します。その際、職業体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用します。

（能力開発）

職業に必要な知識・技能を習得させることにより若者の就職を支援するため、公共職業訓練や緊急人材育成支援事業により職業訓練を実施します。

また、きめ細かなキャリア・コンサルティングや企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供することにより正社員へと導くジョブ・カード制度を推進します。

若者が職業人として働く上で、必要な職業技術を身に付けることができるよう、大学・専修学校等における産業界等との連携による人材養成の取組を推進します。

② 就労等支援の充実

（高校生等に対する就職支援）

公共職業安定所に「高卒就職ジョブサポーター」を配置し、学校との連携の下、円滑、的確な就職を支援します。

（大学生等に対する就職支援等）

大学生等に対して、適職選択のための各種セミナーの開催、「大卒就職ジョブサポーター」等による情報提供、学生一人一人に応じたきめ細かな職業相談、職業紹介等の支援を実施します。

（職業的自立に向けての支援）

公共職業安定所において、フリーター等を中心に、一人一人の課題に応じて、職業相談・職業紹介から

職業定着に至るまでの一貫した支援を行います。また、若者を一定期間試行雇用し、その後常用雇用への移行を図るトライアル雇用制度の積極的な活用を図ります。

(起業支援)

30歳未満で新規開業5年以内の若年起業家に対して、設備投資や運転資金の低利融資を実施するなど、若者の起業を支援します。

2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

(1) 困難な状況ごとの取組

① ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等

(社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するための取組)

修学及び就業のいずれもしていないなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行っていくことが必要です。また、社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関の施設はもとより、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うことも必要です。

このため、子ども・若者支援地域協議会の設置の促進や、訪問支援（アウトリーチ）等の支援に携わる人材の養成を図る研修を実施していきます。

また、社会性等をはぐくむため、体験活動に継続的に取り組む機会を提供します。

さらに、支援策の検討・提供に当たっては、無業女性が「家事手伝い」として支援の必要性の把握に当たって潜在化しやすいこと、支援等機関が女性に十分活用されていないことに配慮します。

(ニート等の若者への支援)

ニート等の若者に対して、各人の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導等、多様な就労支援メニューを提供する「地域若者サポートステーション」事業により、ニート等の若者の職業的自立支援を推進します。

(ひきこもりへの支援)

精神保健福祉センター、保健所、市町村保健センター、児童相談所等において相談・支援を行います。また、「ひきこもり地域支援センター」等ひきこもりの一次的な相談窓口を各都道府県・指定都市に整備します。

(不登校の子ども・若者への支援)

未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や、関係機関等と連携した取組を促進するとともに、学校内外における相談体制の整備を進めます。

(心の問題への対応)

専門機関等における相談の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など学校における相談体制の整備を支援するとともに、地域人材を活用した家庭教育支援を推進します。

(高校中途退学者への支援)

効果的な支援を検討するため、学校等との連携協力の下、退学後の状況等に関する実態の把握に努めます。

② 障害のある子ども・若者の支援

(障害のある子ども・若者の支援)

障がい者制度改革推進本部の方針を踏まえて、障害のある子ども・若者の支援を含む障害者制度改革を推進します。

また、障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進するとともに、その推進の在り方について、インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえた検討を行います。

さらに、障害のある子ども・若者が、身近な地域で安心して生活できるように在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障害の特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組を推進します。

(発達障害のある子ども・若者の支援)

医療、保健、福祉、教育関係機関等の連携が重要であることから、「発達障害者支援センター」を核とした地域支援体制の強化を推進します。

健康診査等を通じた早期発見に努めるほか、保健指導手引書の普及等により適切な相談・指導の実施を推進します。

発達が気になる段階からの支援や、学校、相談支援事業所等において、発達の段階に応じた適切な指導等を行うとともに、「発達障害教育情報センター」、「発達障害情報センター」等において、発達障害についての正しい理解の啓発や情報提供等の充実を図ります。

(障害者に対する就労支援等)

障害者雇用率を柱とした障害者雇用の一層の促進を図るとともに、ハローワークを中心に、福祉・教育機関と連携した「障害者就労支援チーム」による支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場

定着までの一貫した支援を展開します。併せて、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練機会を確保します。

学校において、産業界や労働関係機関との連携の下、就業体験の機会を積極的に設けるなどして職業教育の充実を図ります。

また、授産施設等で働く障害のある人の工賃水準の引上げ等に取り組むとともに、企業等で働く機会を増やすため福祉的就労から一般雇用への移行促進を図ります。

③ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等 (総合的取組)

「更生保護活動サポートセンター」や「サポートチーム」の活用等により、非行防止と立ち直りのために、少年やその家族等の支援を推進します。また、「学校問題解決支援チーム」や「学校・警察連絡協議会」などの活用、スクールサポーター制度の拡充等により、学校や警察等の地域の関係機関等の連携を図ります。

(非行防止、相談活動等)

少年非行等の未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組、地域の人々と連携した多様な活動の機会の提供や居場所づくりのための取組等を推進します。

また、様々な悩みを持つ少年やその家族等に対し適切な助言、支援等を行うため、学校や青少年センター等における相談体制の整備等に努めるとともに、地域や学校、関係機関等の連携による取組を推進します。

街頭補導活動に取り組むとともに、事件の捜査・調査については、少年の特性やその立ち直りに配慮した迅速・的確な対応を推進します。

暴走族を始めとする非行集団については、取締りの徹底とグループの解体、少年の加入阻止や構成員の離脱を支援するなど、総合的な対策を推進します。

(薬物乱用防止)

子ども・若者による薬物乱用の防止対策については、学校等における薬物乱用防止教室の開催や大学入学時等のガイダンス活用による啓発の強化など、薬物乱用防止に資する教育、広報啓発活動の一層の強化を図ります。

また、刑事施設・少年院・保護観察所において、薬物事犯者に対し、薬物依存からの離脱指導を始めとする再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図ります。加えて、相談窓口の周知や関係機関間の連携強化、地域における薬物等依存症対策の推進など、子ども・若者を含めた薬物依存者及びその家族への支援の充実に努め、再乱用防止のための取組を推進します。

(被害者への配慮)

被害者等の求めに応じて、加害少年のプライバシー、健やかな成長への影響や事件の性質等を考慮しつつ、適切な情報提供に努めます。

また、加害少年に対するしよく罪指導等を実施し、被害者の視点を取り入れた教育を充実させます。

(少年鑑別所等)

少年鑑別所においては、少年の資質面、環境面等の問題を調査するとともに、その少年が非行に陥った原因等を明らかにすることで、再非行、再犯を防ぐために必要な処遇を実施できるよう、家庭裁判所とも連携を図りながら、鑑別及び観護を充実、強化します。

さらに、少年鑑別所に収容された少年に対する法的援助の在り方については、平成20年に改正された少年法の施行状況を踏まえ、検討します。

(少年院・児童自立支援施設等)

少年院や少年刑務所における矯正教育や改善指導等、児童自立支援施設における自立支援のための指導等を充実させ、自他の尊厳と価値を知り、規範を順守する態度を養うことができるよう、個々の年齢や能力に応じた指導助言及び教育を行う体制を充実させ、そのための専門職員の研修、養成に努めます。

(更生保護、自立・立ち直し支援)

保護観察中の少年が介護・奉仕活動等を行う社会参加活動やしよく罪指導等を実施するなどして処遇の充実を図ります。

また、保護司等民間ボランティア団体の活動を推進します。

(非行少年に対する就労支援等)

少年院・少年刑務所において、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに、社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励します。

また、出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として、刑務所出所者等就労支援事業を推進します。

(いじめ・暴力対策)

問題行動を起こす児童生徒への指導や事件を起こした少年に対する適切な処遇を推進し、再発防止を図るとともに、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を促進します。

④ 子どもの貧困問題への対応

(経済的困難を抱える家庭への支援)

次代を担う一人一人の子どもの育ちを個人や家庭だけの問題とするのではなく、社会全体で応援する

という観点から、子ども手当を実施します。

また、すべての意志ある子ども・若者が経済的理由により希望する教育を断念することがないように、初等中等教育においては、高校の実質無償化の定着等を図るとともに、引き続き、市町村が実施する就学援助の促進等を図ります。また、教育に係る経済的負担の一層の軽減を図るため、必要な支援措置に取り組みます。

特に学習者の負担が大きい高等教育については、奨学金の充実とともに、実質的な給付型の経済的支援として、大学等が行う授業料減免措置の支援等に取り組みます。

また、生活保護受給者に対し、就労による経済的自立を支援するとともに、受給者の子どもに対し学習支援等を行います。

(ひとり親家庭への支援)

子育てと就業の両立のため、保育所の優先入所や家庭生活支援員の派遣等による子育てや家事支援などを推進します。

また、母子家庭の母に対する一貫した就業支援サービス等の提供、自立支援プログラムの策定、知識技能の習得に係る給付金の支給等各種就業支援策を推進します。

さらに、母子福祉資金の貸付け、公的年金制度による遺族年金の支給を行うとともに、児童扶養手当については、父子家庭にも支給します。また、生活保護の母子加算を引き続き支給します。

(世代を超えた貧困の連鎖の防止)

貧困が世代を超えて継承されることがないように、自立の前提となる子どもの学びを支援します。学校、保育所等の公的施設を活用して、子ども一人一人に対して教育や福祉関係者、地域のボランティアなどが連携し、生活面での支援、学習面での支援、家庭への支援などを行う取組について検討します。

(状況把握)

子どもの貧困率について、継続的に調査を行い、その状況を把握するなど、必要な対応を進めます。

⑤ 困難を有する子ども・若者の居場所づくり

(非行少年の立ち直り支援)

更生保護施設や自立援助ホームの充実等を図るとともに、関係機関、学校、民間協力者、地域の人々等が連携して行う居場所づくりを始めとした多様な立ち直り支援を推進します。

(要保護児童の居場所づくり)

児童養護施設等において、小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の設置を推進し、要保護児童の成長に寄り添うケアを充実します。

(グループホーム等の居場所づくり)

児童養護施設等を出た後に修学・就労を目指す子ども・若者が生活のできるグループホーム等の居場所づくりを支援します。また、虐待等により保護が必要な子どもについては、一時保護が適切に行われるよう対応します。

⑥ 外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援 (外国人の子どもの教育の充実等)

公立学校における日本語指導体制を整備するとともに、バイリンガルの人材の配置等の適応支援を行います。

また、外国人の日本語能力等に配慮した弾力的なカリキュラムの編成など制度面についての検討や、学齢を超過した者も含め、入学・編入学させたり、その際に下学年に受け入れたりするなど、小学校又は中学校に入りやすい環境の整備を促進するとともに、定住外国人の子どもに対して、公立学校等への円滑な転入を目指した就学支援を行います。

さらに、進路指導の充実を図ります。

(定住外国人の若者の就職の促進等)

日系人を始めとする定住外国人の若者の就職を促進するため、就職支援ガイダンス、職業意識啓発指導、職業指導等、個別の就職支援を行うほか、職業訓練を実施します。

(性同一性障害者等)

性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施します。

(十代の親への支援)

十代で親になる者に対し、妊娠に伴う学業の継続支援や、出産や子育ての知識や経験の不足に対する相談、支援の整備を進めます。

(嫡出でない子)

嫡出でない子と嫡出である子の相続分を同等化する民法改正を引き続き検討します。

(2) 子ども・若者の被害防止・保護

(児童虐待防止対策)

児童虐待の発生予防のため、地域における子育て支援を充実するとともに、子育てに関する親等への情報や学習機会の提供、相談体制の充実を始めとするきめ細かな家庭への支援が実施されるよう促します。

相談、通報等を通じて、児童虐待の早期発見と早期対応に努めるとともに、関係機関等と連携した取組の促進、市町村における子どもを守る地域ネット

ワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置促進、機能強化を図ります。また、相談、支援を行う児童福祉司等の確保などにより、児童相談所の体制強化を図ります。

さらに、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権制限等の具体的在り方について検討を進めます。

（社会的養護の充実）

社会的養護を必要とする子どもの増加や多様化に対応するため、里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の拡充などの家庭的養護の促進や、施設機能の見直しなど、社会的養護の充実を図ります。

（子ども・若者の福祉を害する犯罪対策）

児童買春、児童ポルノに係る犯罪等の被害者となることを防ぐため、社会全体に対して、広報啓発を行うとともに、厳正な捜査及び適切な処理を行います。

特に、児童ポルノ排除対策については、児童ポルノ事件の検挙件数や被害児童数の増加、国際社会からの要請等にかんがみ、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見及び支援活動の推進等、総合的な対策を実施します。

（犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応）

被害を受けた子ども・若者の治療や精神的負担の軽減を図り、立ち直りを支援するため、専門職員等による継続的な支援活動を推進するとともに、関係機関等が連携して行う相談、訪問活動や環境調整等支援します。

（いじめ被害、自殺対策）

学校において、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や関係機関等と連携した取組等を促進するとともに、相談体制の整備を支援します。

日本が先進7か国で唯一、15歳から34歳までの若者の死因のトップが自殺となっている深刻な状況にかんがみ、自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発事業や、地域における心の健康づくりや相談体制の充実等を推進するとともに、「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」の報告を踏まえ、ゲートキーパー機能やアウトリーチ（訪問支援）の充実、精神保健医療改革の推進等を行い、自殺を防ぐ体制の充実を図ります。

（被害防止のための教育）

犯罪被害、交通事故及び自然災害等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、安全教育を推進します。

メディアリテラシーを身につけ、情報モラルを養うことを通じ、被害者にも加害者にもならないための取組を推進します。

労働法等労働者の権利に関する知識を身に付けるための教育や啓発活動を推進します。

消費者トラブルに巻き込まれることを防止するとともに、自主的かつ合理的に行動することを支援するため、消費者教育の充実を図ります。

女性に対する暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発の充実を図ります。

3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境を整備する

（1）環境整備

① 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

i 保護者等への支援を行う「家庭を開く」取組（家庭教育支援）

家庭教育に関する人材の養成、学習機会や情報の提供、相談体制の充実等の地域の取組を支援します。このような取組に当たっては、地域人材や民生委員・児童委員、学校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携を推進します。また、家庭の教育力向上に向けた各地域の取組の活性化や家庭教育の大切さについての国民の更なる理解を促進します。

（養育の多様化への支援）

養親子などの養育の多様化に配慮した支援の充実を検討します。

ii 外部の力も活用した「開かれた学校」づくり（家庭・地域と一体となった学校の活性化）

「学校支援地域本部」等地域住民のボランティア活動等による積極的な学校支援の取組を促進します。

保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校づくりを進めるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置促進に取り組みます。

（教育・相談の体制や機能の充実）

教員の資質能力の総合的な向上方策の検討を行い、養成、採用、研修の各段階を通じた体系的な施策を充実させ、使命感、得意分野、個性を持ち、現場の課題に適切に対応できる力量のある教員を確保します。

スクールカウンセラーの配置や、スクールソーシャルワーカーの活用など、学校における相談体制の整備、充実を図ります。

iii 放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり (放課後子どもプランの推進)

放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）などの取組について、総合的な放課後児童対策を推進します。

特に、就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡充を図ります。

(中高生の放課後の居場所づくり)

中学生や高校生が、放課後、安全に楽しく過ごせる居場所をつくります。集まった中高生が地域コミュニティに参加することを支援します。

(体験・交流活動等の場づくり)

子ども・若者が、自然体験や集団宿泊体験等の体験活動を行える青少年教育施設、都市公園等の整備や地域密着型スポーツクラブの育成・充実を推進するとともに、自然公園、河川や海岸などの水辺空間、森林を保全・整備します。

(図書館等の充実)

図書館や公民館が住民にとってより身近で利用しやすい施設となるよう、環境整備を推進します。学校においては、子どもが読書に親しむ機会を充実させるため、学校図書館の充実を図るとともに、司書教諭の配置を促進します。

iv 子ども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

(子ども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり)

学校や通学路の安全点検を実施するとともに、防犯灯・防犯カメラの整備や見通しのよい植栽の確保等の安全に配慮したまちづくりを推進します。

(安心して外出や外遊びができる環境の整備)

誰もが安心して快適に外出できるよう、道路、路外駐車場、公園、官庁施設、公共交通機関等のバリアフリー化を推進し、また、公園遊具の安全点検等を通じ、子どもが安全に遊べる環境を整備します。

② 多様な主体による取組の推進

i 相談体制の充実

(子ども・若者総合相談センター)

子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター）としての機能を担う体制が確保されるよう、研修の充実や優良事例の紹介等の支援を行います。

(オンブズパーソン等子どもの相談体制)

オンブズパーソン等の第三者的立場から、子ども・若者やその家族等の相談を受け、必要な調査を行うとともに、関係機関等と調整を行いながら問題を解決する仕組みの普及を図ります。

ii 民間団体等の取組の推進

(国民運動等の取組の推進)

地方公共団体、学識経験者、民間の関係者等と連携・協力して、子ども・若者の育成支援に取り組むことができるよう国民運動として気運の醸成等に努めます。

そのため、多様な主体による取組（別紙）を支援するとともに、各界各層との情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図るための機会を設けます。

(「新しい公共」による子ども・若者を支える活動等の支援)

「新しい公共」円卓会議における提案を踏まえ、寄附を行った際の所得税の税額控除制度の導入、認定NPO法人の認定基準の見直し、地方公共団体において寄附金税額控除の対象とするNPO法人を指定できる仕組みの導入等の税制の整備や、社会的活動を担う人材の育成等を行うとともに、地域における子ども・若者を支える活動やそのネットワークづくりを支援します。

③ 関係機関の機能強化、地域における多様な担い手の育成

i 専門職の養成・確保

(医療・保健関係専門職)

小児科医師及び産科医師の確保対策を推進するとともに、保健師、助産師を含む看護職員の人材確保対策を総合的に行います。

(児童福祉に関する専門職)

保育士、児童福祉司など児童福祉施設や児童相談所の職員について、必要な体制の確保に努めるとともに、研修を充実させ、専門性の向上を図ります。

(思春期の心理関係専門職)

医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象に、児童思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修等を行います。

矯正施設の心理関係専門職に対して、各種研修を充実させ、専門性の向上を図ります。

(少年補導や非行少年の処遇に関する専門職)

少年補導職員の適正な職員数の確保に努め、資質向上と少年相談等の専門家の育成を図るとともに、法務教官及び保護観察官の指導力の向上を図ります。

ii 地域における多様な担い手の育成 (青少年リーダー等の育成)

青少年関係団体等において、社会の中核を担う青少年リーダーを育成するために行われている活動を支援します。また、体験活動指導者や自然解説指導者の養成・研修を推進します。

(民間協力者の確保)

保護司、人権擁護委員、児童委員、少年警察ボランティア、母子保健推進員等の民間協力者について、幅広い世代・分野からの人材の確保を図るとともに、研修を充実させます。

また、ニートや非行に陥った少年、障害者等の就労について、企業や個人事業主等の協力者の確保に取り組みます。

(同世代又は年齢の近い世代による相談・支援)

同世代又は年齢が近い世代の学生ボランティアの導入を推進し、相談・支援を充実させます。また、価値観を共有する仲間による相談活動（ピア・カウンセリング）を普及します。さらに、非行など問題を抱えた少年の自立を支援する青年ボランティアの活動を促進するために必要な協力を行います。

(子ども・若者自身のネットワーク)

子ども・若者に対する支援を同世代の子ども・若者が行う等、子ども・若者自身のネットワークの形成や強化のため、情報提供等の支援を行います。

④ 子育て支援等の充実

(子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた取組)

「子ども・子育てビジョン」に基づき、子ども手当の創設等による子育て家庭等への支援、待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実を含めた保育サービス等の基盤整備、地域における子育て支援等の施策を推進します。

また、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築についての検討を行います。

⑤ 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応 (青少年インターネット環境整備法の的確な施行等)

いわゆる「青少年インターネット環境整備法」に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間団体等の取組の支援等の関連施策を推進します。また、インターネット上の違法情報・有害情報の把握に努め、これらの情報に起因した悪質な違法行為について積極的に取締りを進めるとともに、プロバイダ、サイト管理者等に対し、削除等の依頼を積極的に行います。さらに、インター

ネットで閲覧・視聴可能なものに限らず、青少年に有害な情報に対する自主規制等の取組の促進を図ります。また、ゲーム等の利用に係る親子のルールづくり等家庭における取組を支援します。

出会い系サイトの利用に起因する児童被害を防止するため、いわゆる「出会い系サイト規制法」を効果的に運用し、悪質なサイト事業者に対する取締りを推進します。

(携帯電話等をめぐる問題への取組)

携帯電話の利用実態の把握、学校における携帯電話の取扱いに関する方針の明確化、社会全体で見守る体制づくりを推進します。

(性風俗関連特殊営業の取締り等)

性風俗関連特殊営業等に関し、関連法令に違反する行為に対する積極的な取締りを行います。

(酒類、たばこの未成年者に対する販売等の禁止)

酒類やたばこの販売時における年齢確認等の強化・徹底を要請する等、関係業界への働き掛けを行います。法令違反については、所要の捜査及び適正な処分を行います。

(2) 大人社会の在り方の見直し

(雇用・労働の在り方の見直し)

意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ移行できるようにするとともに、就業形態にかかわらず、公正な処遇や能力開発の機会が確保されるようにするなど、非正規雇用対策を推進します。

併せて、家族との充実した時間を持つことができるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組むとともに、ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現を図るための取組を進めます。

(乳幼児と触れ合う活動の推進)

中学生、高校生が、親と同じような立場に立って実際に乳幼児と触れ合い、遊び、さらに進んで世話をするといった体験活動を推進します。

(虐待を行った保護者に対する対応等)

家族再統合や家族の養育機能の強化を図るための支援を充実し、在宅支援を強化します。

また、虐待を行った保護者に対する指導法の研究等を進めます。

(少年院在院者の保護者等に対する指導・助言等)

少年院在院者の保護者に対する実効性のある指導・助言を行うなど、適切な措置の充実・強化を図

ります。

保護観察に付されている少年の保護者に対して、引受人会を実施するほか、少年の監護に関する責任を自覚させ、監護能力が向上するよう働き掛けを行います。

（家族や地域の大切さ等についての理解促進）

「家族の日」や「家族の週間」における啓発、地域や企業の取組等の表彰を通じて、家族や地域の大切さ等についての理解を促進します。

第4 今後の施策の推進体制等

（1）子ども・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有

（調査研究）

子ども・若者育成支援施策の企画・立案、実施に際し客観的に幅広い情報の十分な活用等に資するため、心身の状況、成育環境、非行、社会的自立の状況等に関する子ども・若者やその保護者の実態・意識等について調査研究を推進します。

その際、男女別に実態把握を進めるとともに、子ども・若者の育成支援や課題の解決には幅広い分野の関わりが必要なことを踏まえ、行政分野横断的・学際的・国際的な調査研究の充実を図ります。

（調査データ等の共有・活用のための環境整備）

調査研究等により得られた調査データや知見が積極的に活用されるよう、調査データ等の一元管理の仕組の整備を推進するとともに、統計データの二次利用の適切な運用を図ります。

（2）広報啓発等

（広報啓発・情報提供等）

子育て支援、体力の向上、子ども・若者の人権尊重、自殺予防、防犯、非行防止・更生その他困難を有する子ども・若者の支援など子ども・若者の育成支援に関する国民の理解・協力を促進するため、強調月間の設定や民間主体との連携・協力等により広報啓発や情報提供を実施します。

また、「児童の権利に関する条約」の趣旨にのっとった取組がなされるよう、条約の内容について普及を図ります。

さらに、各種の情報が子ども・若者に届きやすく、かつ、分かりやすいものとなるよう、子ども・若者向けの情報提供を実施します。

上記のほか、子ども・若者育成支援施策に係る情報を適時適切に公開します。

（3）国際的な連携・協力

（国際機関等における取組への協力）

国連等の国際機関における子どもについての条約や行動計画等の取組に積極的に参画するとともに、その内容の周知に努め、相互交流等の国際協力を推進します。

（情報の収集・発信）

諸外国の子ども・若者育成支援施策の現状等に関する情報の収集、提供等に努めるとともに、我が国の国内施策について、諸外国に向けた情報発信を行います。

（4）施策の推進等

（国の関係機関等の連携・協働の促進）

本ビジョンに基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、子ども・若者育成支援推進本部を中心として、内閣総理大臣のリーダーシップの下に関係行政機関相互間の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図ります。

また、地方公共団体との間でも、緊密な連携・協力を図ります。

（地域における取組の推進）

地域において、地方公共団体、民間、学識経験者、その他の関係者による子ども・若者育成支援に関する様々な仕組みづくりを進めることとし、先進事例の情報提供等により全国的な取組内容の向上を図ります。

（関係施策の実施状況の点検・評価）

本ビジョンに基づく子ども・若者育成支援施策の実施状況について点検・評価を実施するため、子ども・若者育成支援推進本部の下で、有識者や子ども・若者の意見を聴きながら点検・評価を行う仕組みを設けます。

（子ども・若者の意見聴取等）

子ども・若者自身も含めた国民の意見聴取を適切に行い、子ども・若者育成支援施策の企画・立案、実施に当たって、その反映に努めます。

地方公共団体においても、子ども・若者の意見聴取の取組が進められるよう、事例の紹介を行います。

（ビジョンの見直し）

本ビジョンについては、おおむね5年を目途に見直しを行います。

(別紙)

子ども・若者の育成支援に関係する地域における取組や国民運動の例

(子ども・若者の自己形成支援、社会形成・社会参加に関するもの)

- ・環境学習、自然体験、集団宿泊体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動等の様々な体験活動
- ・異世代間交流や地域間交流活動、国際交流活動等
- ・命の尊さや思いやりの心を育てるための「人権の花運動」の取組
- ・食育推進運動（バランスのよい食事、食前食後のあいさつ習慣や地産地消の推進など）
- ・「早寝早起き朝ごはん」国民運動
- ・読書の推進に関する取組（読み聞かせ運動など）
- ・ボランティア活動（福祉活動、伝統文化の継承、行事への参加等を通じた地域コミュニティの活性化など）

(子ども・若者の健康と安心や子育てに関するもの)

- ・保健センター、保健所と連携した育児困難な母親たちのグループケア
- ・親子サークル、父親育児教室、父親料理教室等（子育て家族の情報交換の推進や子育ての孤立化防止など）
- ・地域において親子で参加する交流行事等
- ・子どもの居場所づくりや一時預かり（商店街の空き店舗の利用など）
- ・小学生を対象とした「心の健康づくり教室」
- ・薬物乱用防止に関する取組
- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動
- ・「健やか親子21」国民運動

(子ども・若者の職業的自立・就労等支援に関するもの)

- ・キャリア教育の充実に向けた取組（学校、地元産業界、保護者等が連携した地域における職場体験やインターンシップなど）

(困難を有する子ども・若者等への支援に関するもの)

- ・ニート等の若者に対する職業的自立支援活動
- ・ひきこもり等の若者に対する相談・自立支援活動
- ・不登校の子どもに対する相談活動
- ・障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた支援活動
- ・非行少年やその家族に対する相談活動
- ・非行防止や立ち直り支援活動（街頭パトロール清掃作業等のボランティア活動など）
- ・薬物依存者やその家族に対する立ち直り支援活動

(ピア・カウンセリングなど)

- ・定住外国人の子どもの公立学校等への円滑な転入を目指すための日本語指導や学習習慣の確保等の支援活動
- ・定住外国人の若者に対する就職支援活動

(子ども・若者の被害防止・保護に関するもの)

- ・子ども虐待防止オレンジリボン運動
- ・児童虐待の未然防止、早期発見等のための相談活動
- ・児童ポルノの排除に向けた国民運動
- ・子どもを犯罪被害から守るための運動（地域における子ども見守り活動など）
- ・交通遺児、自死遺児、犯罪被害者等の支援活動

(子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応に関するもの)

- ・青少年のインターネット利用環境の整備に関する啓発運動（「もっとグッドネット」活動、「ちょっと待って、ケータイ」、「e-ネットキャラバン」、「情報通信の安心安全な利用のための標語」、フィルタリングの普及キャンペーンなど）
- ・メディア等との過剰接触に対する取組（「ノーテレビデー」、「ノーゲームデー」など）

(社会の在り方や広範な分野に関するもの)

- ・仕事と生活の調和の推進のための取組（「カエル！ジャパン」キャンペーン、短時間勤務等の多様で柔軟な働き方など）
- ・青少年育成のための国民運動
- ・声かけ・あいさつの推進運動
- ・子どもを見守り育てるネットワーク活動の推進

用語（注）

子ども・若者等

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者

※学童期は、小学生の者

※思春期は、中学生からおおむね18歳までの者

※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。

※青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

※このほか、法令等により用語が定められており、それを使用することが適切な場合には、その用語を使用しています。

▶ 5-3 東京都青少年の健全な育成に関する条例

制定 昭和39年8月1日条例第181号
最終改正 平成26年10月10日条例第116号

前文

第1章 総則（第1条―第4条の3）

第2章 優良図書類等の推奨等（第5条―第6条）

第3章 不健全な図書類等の販売等の規制（第7条―第18条の2）

第3章の2 青少年の性に関する健全な判断能力の育成（第18条の3―第18条の6）

第3章の3 児童ポルノ及び青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る責務（第18条の6の2・第18条の6の3）

第3章の4 インターネット利用環境の整備（第18条の6の4―第18条の8）

第4章 東京都青少年健全育成審議会（第19条―第24条の2）

第5章 罰則（第24条の3―第30条）

第6章 雑則（第31条）

付則

われら都民は、次代の社会をになうべき青少年が、社会の一員として敬愛され、かつ、良い環境のなかで心身ともに健やかに成長することをねがうものである。

われら都民は、家庭及び勤労の場所その他の社会における正しい指導が、青少年の人格の形成に寄与するところきわめて大なることを銘記しなければならない。

われら都民は、心身ともに健全な青少年を育成する責務を有することを深く自覚し、青少年もまた社会の成員としての自覚と責任をもって生活を律するように努めなければならない。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 青少年 18歳未満の者をいう。

二 図書類販売若しくは頒布又は閲覧若しくは観覧に供する目的をもつて作成された書籍、雑誌、文書、図画、写真、ビデオテープ及びビデオディスク並びにコンピュータ用のプログラム又はデータを記録したシー・ディー・ロムその他の電磁的方法による記録媒体並びに映写用の映画フィルム及びスライドフィルムをいう。

三 自動販売機等物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。

四 広告物屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

（適用上の注意）

第3条 この条例の適用に当たっては、その本来の目的を逸脱して、これを濫用し、都民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（青少年の人権等への配慮）

第3条の2 この条例の適用に当たっては、青少年の人権を尊重するとともに、青少年の身体的又は精神的な特性に配慮しなければならない。

（都の責務）

第4条 都は、青少年を健全に育成するために必要な施策を講ずるものとする。

2 都は、都民、区市町村、事業者及び都民又は事業者で構成する団体並びに青少年の健全な育成にかかわる団体と協働して、前項の施策を推進するための体制を整備するものとする。

3 都は、区市町村その他の公共団体又は公共的団体が青少年の健全な育成を図ることを目的として行う事業について、これを指導し、助成するように努めるものとする。

4 知事は、毎年、青少年の健全な育成に関する都の施策の内容を都民に公表しなければならない。

(保護者の責務)

第4条の2 保護者（親権を行う者、後見人その他の者で青少年を現に保護監督するものをいう。以下同じ。）は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚して、青少年を保護し、教育するように努めるとともに、青少年が健やかに成長することができるように努めなければならない。

2 保護者は、青少年の保護又は育成にかかわる行政機関から、児童虐待等青少年の健全な育成が著しく阻害されている状況について、助言又は指導を受けた場合は、これを尊重し、その状況を改善するために適切に対応するように努めなければならない。

(都民の申出)

第4条の3 都民は、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるもの又は青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるものがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。

第2章 優良図書類等の推奨等

(優良図書類等の推奨)

第5条 知事は、次に掲げるもので、東京都規則で定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨することができる。

- 一 図書類で、その内容が特にすぐれていると認められるもの
- 二 映画、演劇、演芸及び見せもの（以下「映画等」という。）で、その内容が特にすぐれていると認められるもの
- 三 がん具その他これに類するもの（以下「がん具類」という。）で、その構造または機能が特にすぐれていると認められるもの

(携帯電話端末等の推奨)

第5条の2 知事は、携帯電話端末若しくはPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）又は携帯電話端末等において利用可能な機能で、青少年がインターネットを利用して青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を得ることがないよう必要な配慮を行っていることその他の東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な育成に配慮していると認めるものを、青少年の年齢に応じて推奨することができる。

2 知事は、前項の規定による推奨をしようとするときは、東京都規則で定めるところにより、

業界に関係を有する者、青少年の保護者、学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

(表彰)

第6条 知事は、青少年の健全な育成を図る上で必要があると認めるときは、次の各号に掲げるものを表彰することができる。

- 一 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
- 二 青少年又は青少年の団体で、その行動が他の模範になると認められるもの
- 三 第5条の規定により知事が推奨した図書類、映画等及びがん具類で、特に優良であると認められるものを作成し、公衆の観覧に供し、又はこれらに関与したもの
- 四 次条の規定による自主規制を行つた者で、青少年の健全な育成に寄与するところが特に大であると認められるもの

第3章 不健全な図書類等の販売等の規制

(図書類等の販売等及び興行の自主規制)

第7条 図書類の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条の興行場をいう。以下同じ。）を経営する者は、図書類又は映画等の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該図書類又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は観覧させないように努めなければならない。

- 一 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの
- 二 漫画、アニメーションその他の画像（実写を除く。）で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

(がん具類の販売等の自主規制)

第7条の2 がん具類の製造又は販売を業とする者は、がん具類の構造又は機能が、青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成

長を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該がん具類を青少年に販売し、又は頒布しないように努めなければならない。

(刃物の販売等の自主規制)

第7条の3 刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。以下同じ。）の製造又は販売を業とする者は、刃物の構造又は機能が、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該刃物を青少年に販売し、又は頒布しないように努めなければならない。

(不健全な図書類等の指定)

第8条 知事は、次に掲げるものを青少年の健全な育成を阻害するものとして指定することができる。

- 一 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 二 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、第7条第2号に該当するもののうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交又は性交類似行為を、著しく不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 三 販売され、又は頒布されているがん具類で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 四 販売され、又は頒布されている刃物で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるもの
- 2 前項の指定は、指定するものの名称、指定の理由その他必要な事項を告示することによってこれを行わなければならない。

- 3 知事は、前2項の規定により指定したときは、直ちに関係者にこの旨を周知しなければならない。

(指定図書類の販売等の制限)

第9条 図書類の販売又は貸付けを業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に関して図書類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者（以下「図書類販売業者等」という。）は、前条第1項第1号又は第2号の規定により知事が指定した図書類（以下「指定図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

- 2 図書類の販売又は貸付けを業とする者及び営業に関して図書類を頒布する者は、指定図書類を陳列するとき（自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。以下この条において同じ。）は、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装しなければならない。
- 3 図書類販売業者等は、指定図書類を陳列するときは、東京都規則で定めるところにより当該指定図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置かなければならない。
- 4 何人も、青少年に指定図書類を閲覧させ、又は観覧させないように努めなければならない。

(表示図書類の販売等の制限)

第9条の2 図書類の発行を業とする者（以下「図書類発行者」という。）は、図書類の発行、販売若しくは貸付けを業とする者により構成する団体で倫理綱領等により自主規制を行うもの（以下「自主規制団体」という。）又は自らが、次の各号に掲げる基準に照らし、それぞれ当該各号に定める内容に該当すると認める図書類に、青少年が閲覧し、又は観覧することが適当でない旨の表示をするように努めなければならない。

- 一 第8条第1項第1号の東京都規則で定める基準 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの
- 二 第8条第1項第2号の東京都規則で定める基準 漫画、アニメーションその他の画像（実写を除く。）で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年

の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

- 2 図書類販売業者等は、前項に定める表示をした図書類（指定図書類を除く。以下「表示図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければならない。
- 3 図書類発行者は、表示図書類について、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装するように努めなければならない。
- 4 図書類販売業者等は、表示図書類を陳列するとき（自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。）は、東京都規則で定めるところにより当該表示図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置くように努めなければならない。
- 5 何人も、青少年に表示図書類を閲覧させ、又は閲覧させないように努めなければならない。

（表示図書類に関する勧告等）

- 第9条の3** 知事は、指定図書類のうち定期的に刊行されるものについて、当該指定の日以後直近の時期に発行されるものから表示図書類とするように自主規制団体又は図書類発行者に勧告することができる。
- 2 知事は、図書類発行者であつて、その発行する図書類が第8条第1項第1号又は第2号の規定による指定（以下この条において「不健全指定」という。）を受けた日から起算して過去1年間にこの項の規定による勧告を受けていない場合にあつては当該過去1年間に、過去1年間にこの項の規定による勧告を受けている場合にあつては当該勧告を受けた日（当該勧告を受けた日が2以上あるときは、最後に当該勧告を受けた日）の翌日までの間に、不健全指定を6回受けたもの又はその属する自主規制団体に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
 - 3 知事は、前項の勧告を受けた図書類発行者の発行する図書類が、同項の勧告を行つた日の翌日から起算して6月以内に不健全指定を受けた場合は、その旨を公表することができる。
 - 4 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、第2項の勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。
 - 5 知事は、表示図書類について、前条第2項から第4項までの規定が遵守されていないと認めるときは、図書類販売業者等又は図書類発行

業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（東京都青少年健全育成協力員）

- 第9条の4** 知事は、都民の協力を得て、第9条及び第9条の2の規定による指定図書類及び表示図書類の陳列がより適切に行われるように、知事が定めるところにより、東京都青少年健全育成協力員を置くことができる。

（指定映画の観覧の制限）

- 第10条** 興行場において、第8条第1項第1号又は第2号の規定により知事が指定した映画（以下「指定映画」という。）を上映するときは、当該興行場を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、これを青少年に観覧させてはならない。
- 2 何人も、青少年に指定映画を観覧させないように努めなければならない。

（指定演劇等の観覧の制限）

- 第11条** 興行場において、第8条第1項第1号又は第2号の規定により知事が指定した演劇、演芸又は見せもの（以下「指定演劇等」という。）を上演し、又は観覧に供するときは、当該興行場を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、これを青少年に観覧させてはならない。

（観覧等の制限の掲示）

- 第12条** 指定映画または指定演劇等を上映し、上演し、または観覧に供している興行場を経営する者は、当該興行場の入口の見やすいところに、東京都規則で定める様式による掲示をしておかなければならない。

（指定がん具類の販売等の制限）

- 第13条** がん具類の販売を業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に関してがん具類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、第8条第1項第3号の規定により知事が指定したがん具類（以下「指定がん具類」という。）を青少年に販売し、又は頒布してはならない。
- 2 何人も、青少年に指定がん具類を所持させないように努めなければならない。

（指定刃物の販売等の制限）

- 第13条の2** 何人も、第8条第1項第4号の規定により知事が指定した刃物（以下「指定刃物」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸

し付けてはならない。

- 2 何人も、青少年に指定刃物を所持させないように努めなければならない。

(自動販売機等管理者の設置等)

第 1 3 条の 3 自動販売機等による図書類又は特定がん具類(性的感情を刺激するがん具類で、性具その他の性的な行為の用に供するがん具類及び性器を模したがん具類をいう。以下同じ。)の販売又は貸付けを業とする者(以下「自動販売機等業者」という。)は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の管理を行う者(以下「自動販売機等管理者」という。)を置かなければならない。

- 2 自動販売機等管理者は、東京都内に住所を有し、当該自動販売機等の管理を適正に行うことができる者でなければならない。

- 3 自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けようとする者は、販売又は貸付けを開始する日の 1 5 日前までに、当該自動販売機等ごとに、東京都規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 自動販売機等の機種及び製造番号
- 三 自動販売機等の設置場所
- 四 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号
- 五 前各号に掲げるもののほか、東京都規則で定める事項

- 4 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止した日から 1 5 日以内に、東京都規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 5 第 3 項の規定による届出をした者は、東京都規則で定めるところにより、当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に、自動販売機等業者及び自動販売機等管理者の氏名又は名称、住所その他東京都規則で定める事項を明確に表示しなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも、同様とする。

(自動販売機等への指定図書類等の収納禁止等)

第 1 3 条の 4 自動販売機等業者は、指定図書類又は指定がん具類(特定がん具類であるものに限る。)を自動販売機等に収納してはならない。

- 2 自動販売機等業者及び自動販売機等管理者は、当該自動販売機等業者の設置する自動販売機等に収納されている図書類又は特定がん具

類が指定図書類又は指定がん具類となつたときは、直ちに当該指定図書類又は指定がん具類を撤去しなければならない。

(自動販売機等に対する措置)

第 1 3 条の 5 自動販売機等業者は、表示図書類若しくは第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の東京都規則で定める基準に準ずる内容の図書類(指定図書類を除く。)又は特定がん具類(指定がん具類を除く。)を収納している自動販売機等について、青少年が当該図書類又は特定がん具類を閲覧できず、かつ、購入し、又は借り受けることができないように東京都規則で定める措置をとらなければならない。

(自動販売機等の設置に関する距離制限)

第 1 3 条の 6 自動販売機等業者は、学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)第 1 条に規定する学校(大学及び幼稚園を除く。)の敷地の周囲百メートルの区域内においては、前条に規定する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。

(自動販売機等に関する適用除外)

第 1 3 条の 7 前四条の規定は、他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から図書類又は特定がん具類を購入し、又は借り受けることができない場所に設置される自動販売機等については適用しない。

(自動販売機等業者等への勧告)

第 1 3 条の 8 知事は、自動販売機等業者又は自動販売機等管理者に対し、当該自動販売機等業者が設置し、又は当該自動販売機等管理者が管理する自動販売機等に係る図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けの状況が、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、販売若しくは貸付けの方法又は自動販売機等の設置場所について、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(有害広告物に対する措置)

第 1 4 条 知事は、広告物の形態又はその広告の内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく残虐性を助長するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、当該広告物の広告主又はこれを管理する者に対し、当該広告物の形態又は広告の内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(質受け及び古物買受けの制限)

- 第15条** 質屋(質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋をいう。以下同じ。)は、青少年から物品(次条第1項に規定する物を除く。)を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。
- 2 古物商(古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商をいう。以下同じ。)は、青少年から古物(次条第1項に規定する物を除く。)を買い受けてはならない。
- 3 前2項の規定は、青少年が保護者の委託を受け、又は保護者の同行若しくは同意を得て、物品の質入れ又は古物の売却をするものと認められるときは、適用しない。
- 4 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年から質入れ又は古物の売却の委託を受けないように努めなければならない。

(着用済み下着等の買受け等の禁止)

- 第15条の2** 何人も、青少年から着用済み下着等(青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称した下着、だ液又はふん尿を含む。以下この条において同じ。)を買い受け、売却の委託を受け、又は着用済み下着等の売却の相手方を青少年に紹介してはならない。
- 2 何人も、前項に規定する行為が行われることを知つて、その場所を提供してはならない。

(青少年への勧誘行為の禁止)

- 第15条の3** 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。
- 一 青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿を売却するように勧誘すること。
- 二 性風俗関連特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事するように勧誘すること。
- 三 接待飲食等営業(風適法第2条第4項に規定する接待飲食等営業のうち、同条第1項第2号に該当する営業をいう。)の客となるように勧誘すること。

(深夜外出の制限)

- 第15条の4** 保護者は、通勤又は通学その他正当な理由がある場合を除き、深夜(午後11時から翌日午前4時までの時間をいう。以下同

じ。)に青少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。
- 3 何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び善導に努めなければならない。ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。
- 4 深夜に営業を営む事業者及びその代理人、使用人、その他の従業者は、当該時間帯に、当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(深夜における興行場等への立入りの制限等)

- 第16条** 次に掲げる施設を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜においては、当該施設に青少年を立ち入らせてはならない。
- 一 興行場
- 二 設備を設けて客にボウリング、スケート又は水泳を行わせる施設
- 三 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設
- 四 設備を設けて客に主に図書類の閲覧若しくは観覧又は電気通信設備によるインターネットの利用を行わせる施設(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館を除く。)
- 2 前項各号に掲げる施設を経営する者は、深夜において営業を営む場合は、当該営業の場所の入口の見やすいところに、東京都規則で定める様式による掲示をしておかなければならない。

(立入調査)

- 第17条** 知事が指定した知事部局の職員は、この条例の施行に必要な限度において、図書類の販売若しくは貸付けを業とする者の営業の場所又は営業に関して図書類を頒布する者の営業の場所に営業時間内において立ち入り、調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 知事が指定した知事部局の職員及び警視総監が指定した警察官は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる場所に営業時間(第6号に掲げる営業の場所にあつては、深夜における営業時間とする。)内において立ち入り、調査を行い、又は関係者に質問し、若しく

は資料の提出を求めることができる。

一 興行場

二 がん具類若しくは刃物の販売を業とする者の営業の場所又は営業に関してがん具類若しくは刃物を頒布する者の営業の場所

三 自動販売機等業者の営業の場所

四 質屋又は古物商の営業の場所

五 第15条の2第1項に規定する行為を行うために提供されている場所

六 前条第1項第2号から第4号までに掲げる施設を経営する者の営業の場所

3 前2項の場合において、知事が指定した知事部局の職員は東京都規則で、警視總監が指定した警察官は東京都公安委員会規則で定める様式による証票を携帯し、あらかじめ、これを関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

第18条 前条第1項の知事が指定した知事部局の職員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

一 第9条第1項の規定に違反して青少年に指定図書類を販売し、頒布し、又は貸し付けた者

二 第9条第2項の規定に違反して同項の規定による包装を行わなかつた者

三 第9条第3項の規定に違反して同項の規定による陳列を行わなかつた者

2 前条第2項の知事が指定した知事部局の職員及び警視總監が指定した警察官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

一 第10条第1項の規定に違反して青少年に指定映画を観覧させた者

二 第11条の規定に違反して青少年に指定演劇等を観覧させた者

三 第13条第1項の規定に違反して青少年に指定がん具類(特定がん具類であるものに限る。)を販売し、又は頒布した者

四 第13条の3第5項の規定に違反して表示を怠つた者

五 第13条の4第1項又は第2項の規定に違反して自動販売機等に指定図書類又は指定がん具類を収納し、又は撤去しなかつた者

六 第13条の5の規定に違反して同条に規定する措置をとらなかつた者

七 第15条第3項の規定に該当する場合を除き、同条第1項の規定に違反して青少年か

ら物品を質に取つて金銭を貸し付けた者

八 第15条第3項の規定に該当する場合を除き、同条第2項の規定に違反して青少年から古物を買受けた者

九 第15条の3の規定に違反して同条各号に掲げるいずれかの行為を行つた者

十 第12条又は第16条第2項の規定に違反して掲示を怠つた者

3 第1項各号及び前項第1号から第9号までの各号のいずれかに該当する者が、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人及びこれらの代理人に対しても、これらの項の規定による警告を発することができる。

4 第1項各号及び第2項第1号から第9号までの警告は、知事が指定した知事部局の職員が行う場合は東京都規則で、警視總監が指定した警察官が行う場合は東京都公安委員会規則で定める様式による警告書を交付して行うものとする。

(審議会への諮問)

第18条の2 知事は、第5条の規定による推奨をし、第8条の規定による指定をし、又は第14条の規定による措置を命じようとするときは、第19条に規定する東京都青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、前項の規定により、東京都青少年健全育成審議会の意見を聴くときは、第7条から第7条の3までに規定する自主規制を行つている団体があるときは、必要に応じ、当該団体の意見を聴かなければならない。

第3章の2 青少年の性に関する健全な判断能力の育成

(青少年の性に関する保護者等の責務)

第18条の3 保護者及び青少年の育成にかかわる者(以下「保護者等」という。)は、異性との交友が相互の豊かな人格のかん養に資することを伝えるため並びに青少年が男女の性の特性に配慮し、安易な性行動により、自己及び他人の尊厳を傷つけ、若しくは心身の健康を損ね、調和の取れた人間形成が阻害され、又は自ら対処できない責任を負うことのないよう、慎重な行動をとることを促すため、青少年に対する啓発及び教育に努めるとともに、これらに反する社会的風潮を改めるように努めなければならない。

2 保護者等は、青少年のうち特に心身の変化が著しく、かつ、人格が形成途上である者に対し

ては、性行動について特に慎重であるよう配慮を促すように努めなければならない。

- 3 保護者は、青少年の性的関心の高まり、心身の変化等に十分な注意を払うとともに、青少年と性に関する対話を深めるように努めなければならない。

（青少年の性に関する都の責務）

第18条の4 都は、青少年の性に関する健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育、相談等の施策の推進に努めるものとする。

（安易な性行動を助長する情報を提供しないための自主的な取組）

第18条の5 青少年に対して情報の提供を行うことを業とする者は、青少年の安易な性行動をいたずらに助長するなど青少年の性に関する健全な成長を阻害するおそれがある情報を提供することのないよう、自主的な取組に努めなければならない。

（青少年に対する反倫理的な性交等の禁止）

第18条の6 何人も、青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行ってはならない。

第3章の3 児童ポルノ及び青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る責務

（児童ポルノの根絶等に向けた都の責務等）

第18条の6の2 都は、事業者及び都民と連携し、児童ポルノ（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノをいう。以下同じ。）を根絶するための環境の整備に努める責務を有する。

- 2 都民は、児童ポルノを根絶することについて理解を深め、その実現に向けた自主的な取組に努めるものとする。
- 3 都は、みだりに性欲の対象として扱われることにより、心身に有害な影響を受け自己の尊厳を傷つけられた青少年に対し、当該青少年がその受けた影響から回復し、自己の尊厳を保つて成長することができるよう、支援のための措置を適切に講ずるものとする。

（青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る保護者等の責務）

第18条の6の3 保護者等は、児童ポルノ及び青少年のうち13歳未満の者であつて衣服の全部若しくは一部を着けない状態又は水着若

しくは下着のみを着けた状態（これらと同等とみなされる状態を含む。）にあるものの扇情的な姿態を視覚により認識することができる方法でみだりに性欲の対象として描写した図書類（児童ポルノに該当するものを除く。）又は映画等において青少年が性欲の対象として扱われることが青少年の心身に有害な影響を及ぼすことに留意し、青少年が児童ポルノ及び当該図書類又は映画等の対象とならないように適切な保護監督及び教育に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に関し、青少年のうち13歳未満の者が前項の図書類又は映画等の対象とならないように努めなければならない。
- 3 知事は、保護者又は事業者が青少年のうち13歳未満の者に係る第1項の図書類又は映画等で著しく扇情的なものとして東京都規則で定める基準に該当するものを販売し、若しくは頒布し、又はこれを閲覧若しくは観覧に供したと認めるときは、当該保護者又は事業者に対し必要な指導又は助言をすることができる。
- 4 知事は、前項の指導又は助言を行うため必要と認めるときは、保護者及び事業者に対し説明又は資料の提出を求めることができる。

第3章の4 インターネット利用環境の整備

（インターネット利用に係る都の責務）

第18条の6の4 都は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする。

- 2 都は、青少年がインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害について適切に理解し、これらの除去に必要な知識を確実に習得できるようにするため、青少年に対して行われるインターネットの利用に関する啓発についての指針を定めるものとする。

（インターネット利用に係る事業者の責務）

第18条の7 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）を開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービス（同条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同

じ。)を提供する事業者は、青少年のインターネットの利用により青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じている実態を踏まえ、その開発する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又はその提供する青少年有害情報フィルタリングサービスの性能及び利便性の向上を図るように努めなければならない。

- 2 青少年インターネット環境整備法第30条第1号のフィルタリング推進機関並びに同条第2号及び第6号の民間団体は、青少年のインターネットの利用により青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じている実態を踏まえ、その業務を通じ、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの性能の向上及び利用の普及を図られるように努めるものとする。
- 3 インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第2条第6項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。)は、インターネット接続役務(同条第5項に規定するインターネット接続役務をいう。)に係る契約を締結するに当たっては、当該契約の相手方に対し、青少年の利用の有無を確認し、利用者に青少年が含まれる場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供している旨を告知し、その利用を勧奨するように努めなければならない。
- 4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)は、携帯電話インターネット接続役務(同条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)に係る契約を締結するに当たっては、当該契約の相手方に対し、青少年の利用の有無を確認するように努めなければならない。
- 5 第16条第1項第4号に掲げる施設を経営する者は、青少年が当該施設に備え付けられた機器によりインターネットを利用する場合には、青少年がインターネットを適正に利用できるように、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用した機器又は青少年有害情報フィルタリングサービスの提供を受けた機器の提供に努めなければならない。
- 6 青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、その利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害並びにこれらの除去に必要な知識について青少年が適切に理解できるようにするため

の啓発に努めるものとする。

(携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置)

- 第18条の7の2 保護者は、青少年が携帯電話インターネット接続役務に係る契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。以下同じ。)の当事者となる場合又は保護者が青少年を携帯電話端末等の使用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約を自ら締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、東京都規則で定めるところにより、保護者が携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とする役務を利用すること等により青少年がインターネット上の青少年有害情報(青少年インターネット環境整備法第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。)を閲覧することがないように適切に監督することその他の東京都規則で定める正当な理由その他の事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者に提出しなければならない。
- 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項に規定する契約を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、青少年有害情報フィルタリングサービスの内容その他の東京都規則で定める事項を説明するとともに、当該事項を記載した説明書を交付しなければならない。
- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を締結したときは、当該契約に係る同項の書面に記載された正当な理由その他の事項を、東京都規則で定めるところにより、書面又は電磁的方法により記録し、保存しなければならない。
- 4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が第2項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 6 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、第4項の勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければなら

い。

- 7 知事が指定した知事部局の職員は、第2項から第5項までの規定の施行に必要な限度において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者の営業又は事業の場所に営業時間内において立ち入り、調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(インターネット利用に係る保護者等の責務)

- 第18条の8** 保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めるとともに、青少年がインターネットを利用して違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をすることを防ぐため、青少年のインターネットの利用状況を適切に把握し、青少年のインターネットの利用を的確に管理するように努めなければならない。
- 2 保護者等は、家庭、地域その他の場において、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、自らもインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害についての理解並びにこれらの除去に必要な知識の習得に努めるとともに、これらを踏まえて青少年とともにインターネットの利用に当たり遵守すべき事項を定めるなど適切な利用の確保に努めるものとする。
 - 3 都は、青少年がインターネットを利用して違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をした場合におけるその保護者に対し、必要に応じ、再発防止に資する情報の提供その他の支援を行うように努めるものとする。

第4章 東京都青少年健全育成審議会

(設置)

- 第19条** 第18条の2第1項の規定に基づく知事の諮問に応じ、調査し、審議するため、東京都青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

- 第20条** 審議会は、次の各号に掲げる者につき、知事が任命または委嘱する委員20人以内をもつて組織する。
- 一 業界に関係を有する者3人以内
 - 二 青少年の保護者3人以内
 - 三 学識経験を有する者8人以内
 - 四 関係行政機関の職員3人以内

五 東京都の職員3人以内

- 2 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員の任期)

- 第21条** 前条第1項第1号から第3号までの委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(会長)

- 第22条** 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

- 第23条** 審議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

- 第24条** 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 審議会の議事は、出席した委員（会長である委員（第22条第3項の規定により会長の職務を代理する委員を含む。）を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

- 第24条の2** 会長は、審議会の定めるところにより、第8条の規定による指定に関する事項について必要があると認めるときは、第18条の2第1項の規定に基づく知事の諮問に応じて当該事項を調査し、審議するための小委員会を審議会に置くものとする。
- 2 小委員会は、会長（第22条第3項の規定により会長の職務を代理する委員を含む。以下この条において同じ。）及び会長が審議会の委員のうちから第20条第1項各号に掲げる区分ごとに指名する委員5人をもつて組織する。
 - 3 小委員会に委員長を置き、会長をもつて充てる。
 - 4 小委員会は、委員長が招集する。
 - 5 委員長は、小委員会を代表し、会務を掌理する。
 - 6 審議会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。
 - 7 前条の規定は、小委員会の定足数及び表決数

について準用する。

第5章 罰則

(罰則)

第24条の3 第18条の6の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第24条の4 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第15条の2第1項の規定に違反する行為をすることを業として行つた者

二 第15条の2第2項の規定に違反した者

第25条 第18条第1項各号、同条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号から第9号まで又は同条第3項の規定による警告(同条第2項第4号に係る場合を除く。)に従わず、なお、第9条第1項、第2項若しくは第3項、第10条第1項、第11条、第13条第1項(特定がん具類に関して適用される場合に限る。)、第13条の4第1項若しくは第2項、第13条の5、第15条第1項若しくは第2項又は第15条の3の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第26条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第13条第1項の規定に違反して、青少年に指定がん具類(特定がん具類を除く。)を販売し、又は頒布した者

二 第13条の2第1項の規定に違反した者

三 第14条の規定による知事の措置命令に従わなかった者

四 第15条の2第1項の規定に違反した者(第24条の4第1号に該当する場合を除く。)

五 第15条の4第2項の規定に違反して、深夜に16歳未満の青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめた者

六 第16条第1項の規定に違反した者

第26条の2 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一 第13条の3第3項若しくは第4項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第17条第1項の規定による知事が指定した知事部局の職員の立入調査又は同条第2項の規定による知事が指定した知事部局の職員若しくは警視総監が指定した警察官の立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者及びこれらの項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は資料の提出の要求に応ぜ

ず、若しくは虚偽の資料を提出した者

第27条 第18条第2項第4号又は同条第3項の規定による警告(同号に係る場合に限る。)に従わず、なお、第13条の3第5項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第28条 第9条第1項、第10条第1項、第11条、第13条第1項、第13条の2第1項、第15条第1項若しくは第2項、第15条の2第1項若しくは第2項、第15条の3、第15条の4第2項又は第16条第1項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第24条の4、第25条又は第26条第1号、第2号若しくは第4号から第6号までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第24条の4から第27条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

(青少年についての免責)

第30条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年の違反行為については、これを適用しない。

第6章 雑則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例について必要な事項は、東京都規則で定める。

付則

この条例は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附則(平成4年条例第19号)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第25条から第27条までの改正規定は同年5月1日から、第2条、第7条及び第9条第2項の改正規定は同年6月1日から施行する。
- 2 第25条から第27条までの改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成9年条例第75号）

この条例は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附則（平成13年条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第9条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び第18条第1項の改正規定（同項第1号の次に一号を加える部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から平成13年9月30日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第25条中「第9条第1項若しくは第2項」とあるのは、「第9条第1項」と読み替えて適用するものとする。
- 3 この条例の施行の際、現に自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業としている者は、改正後の条例第13条の2第3項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の15日前」とあるのは、「平成13年7月31日」とする。

附則（平成16年条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 目次の改正規定（「第18条」を「第18条の2」に改める部分に限る。）、第8条第1項に一号を加える改正規定、第13条の次に一条を加える改正規定、第15条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、第17条第1項第3号及び第4号の改正規定、同項に二号を加える改正規定、第18条第1項第4号の改正規定（「指定がん具類」の下に「（特定がん具類であるものに限る。）」を加える部分に限る。）、同項第7号の改正規定、同項に三号を加える改正規定、第18条の次に一条を加える改正規定、第19条の改正規定、第24条の2第1項の改正規定（「第15条第1項」を「第18条の2第1項」に改める部分に限る。）、第24条の3の改正規定（「1年」を「2年」に、「50万円」を「100万円」に改める部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定、第25条の改正規定（第18条第2項第7号から第9号まで又

は同条第3項の規定による警告（同条第2項第7号から第9号までに係る場合に限る。）に従わず、なお、第15条第1項若しくは第2項又は第15条の3の規定に違反した者に係る部分に限る。）、第26条の改正規定、第26条の2の改正規定、第26条の3の改正規定、第27条を削る改正規定、第28条の改正規定並びに第29条の改正規定 平成16年6月1日

- 二 第2条の改正規定、第9条第1項の次に一項を加える改正規定、同条第2項の改正規定（「自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。」）を削る部分に限る。）、第9条の2の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定（第9条の3に係る部分に限る。）、第16条の改正規定、第18条に第1項として一項を加える改正規定（同項第2号に係る部分に限る。）及び第25条の改正規定（第18条第1項第2号又は同条第3項の規定による警告（同条第1項第2号に係る場合に限る。）に従わず、なお、第9条第2項の規定に違反した者に係る部分に限る。） 平成16年7月1日

- 三 第13条の3の改正規定（同条第3項を削る部分に限る。）、第13条の4の次に二条を加える改正規定（第13条の5に係る部分に限る。）、第17条第1項第2号の次に一号を加える改正規定、第18条第1項第5号の次に一号を加える改正規定及び第25条の改正規定（第18条第2項第6号又は同条第3項の規定による警告（同条第2項第6号に係る場合に限る。）に従わず、なお、第13条の5の規定に違反した者に係る部分に限る。） 東京都規則で定める日

- 2 この条例の施行の日から平成16年5月31日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第15条第2項中「第7条」とあるのは「第7条から第7条の3まで」と、第17条第2項中「第6号」とあるのは「第4号」と、第18条第3項及び第4項中「第9号」とあるのは「第5号」と、第25条中「第13条第1項（特定がん具類に関して適用される場合に限る。）」とあるのは「第13条第1項」と、第26条の2中「第13条の2第3項」とあるのは「第13条の3第3項」と、第26条の3中「第18条第1項第5号又は同条第2項」とあるのは「第18条第2項第4号又は同条第3項」と、「第13条の2第5項」とあるのは「第13条の3第5項」と、第27条中「関係公務員」とあるのは「知

事が指定した知事部局の職員の立入調査又は同条第2項の規定による知事が指定した知事部局の職員若しくは警視総監が指定した警察官」と、「同項」とあるのは「これらの項」とする。

- 3 この条例の施行の日から附則第1項第3号に規定する日の前日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第13条の6中「前条に規定する自動販売機等」とあるのは「表示図書類もしくは青少年に対し性的感情を刺激し、残虐性を助長し、若しくは自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあり、第8条第1項第1号の東京都規則で定める基準に準ずる内容の図書類（指定図書類を除く。）又は特定がん具類（指定がん具類を除く。）を収納している自動販売機等」と、第13条の7中「前四条」とあるのは「第13条の3、第13条の4及び前条」と、第25条中「同条第3項」とあるのは「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（平成16年東京都条例第43号）附則第2項及び第5項においてそれぞれ読み替えて適用される第18条第3項」とする。
- 4 平成16年6月1日から同月30日までの間、附則第1項第1号の規定の施行による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第16条第1項中「深夜（午後11時から翌日午前4時までの時間をいう。以下同じ。）」とあるのは「深夜」と、第17条第2項第6号中「前条第1項第2号から第4号までに掲げる施設を経営する者」とあるのは「ボウリング場等経営者」とする。
- 5 平成16年6月1日から附則第1項第3号に規定する日の前日までの間、同項第1号の規定による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第18条第3項中「及び前項第1号から第9号まで」とあるのは「並びに前項第1号から第5号まで及び第7号から第9号まで」と、同条第4項中「及び第2項第1号から第9号まで」とあるのは「並びに第2項第1号から第5号まで及び第7号から第9号まで」とする。
- 6 この条例（第1項ただし書の規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附則（平成17年条例第25号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定（「第4条の2」を「第4条の3」に改める部分に限る。）、第4条の2の改正規定、第4条の次に一条を加える改正規定、第15条の改正規定、第18条の3の改正規定、第18条の4の次に二条及び一章を加える改正規定（第18条の5及び第18条の6に係る部分に限る。）並びに第24条の3の改正規定 平成17年6月1日
- 二 第18条の4の次に二条及び一章を加える改正規定（第18条の7及び第18条の8に係る部分に限る。） 平成17年10月1日
- 2 この条例の施行の日から平成17年5月31日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例目次中「第18条の3—第18条の6」とあるのは「第18条の3・第18条の4」とする。
- 3 この条例の施行の日から平成17年9月30日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例目次中「第18条の7—第18条の9」とあるのは「第18条の9」とする。
- 4 第1項第1号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成19年条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附則（平成22年条例第97号）

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第1条の規定 平成23年1月1日
 - 二 第2条の規定中目次の改正規定（「児童ポルノの根絶等に向けた都の責務（第18条の6の2）」を「児童ポルノ及び青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る責務（第18条の6の2・第18条の6の3）」に、「（第18条の7—第18条の9）」を「（第18条の6の4—第18条の8）」に改める部分に限る。）、第7条、第9条の3、第3章の3の章名及び第18条の6の2の改正規定、第3章の3中第18条の6の2の次に一条を加える改正規定、第3章の4中第18条の7の前に一条を加える改正規定、第18条の7の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）、第18条の8の改正規定並びに第18条の9を削る改正規定並びに次項及び附則第3

項の規定 平成23年4月1日

- 2 平成23年4月1日から同年6月30日までの間、第2条の規定による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例（以下「新条例」という。）第9条の3第2項中「第8条第1項第1号又は第2号」とあるのは「第8条第1項第1号」とする。
- 3 新条例第9条の3第2項に規定する指定の回数の算定に当たっては、平成23年4月1日以後に新条例第8条第1項第1号の規定に該当するものとしてなされた指定及び同年7月1日以後に同項第2号の規定に該当するものとしてなされた指定を対象とする。
- 4 新条例第8条第1項第2号の規定（図書類の指定に係る部分に限る。）は、平成23年7月1日以後に発行された図書類について適用し、同日前に発行された図書類については、なお従前の例による。

附則（平成26年条例第116号）

この条例は、公布の日から施行する。

6 「東京都子供・若者計画」の策定経過

▶ 6-1 「東京都子供・若者計画」の策定経過

都は、青少年をめぐる様々な問題について調査・審議するため、地方青少年問題協議会法第一条の規定に基づき、知事の附属機関として東京都青少年問題協議会を設置しています。

本計画策定に当たっては、平成27年1月20日第30期青少年問題協議会第1回総会において知事から青少年問題協議会に対し「東京都子供・若者計画（仮称）」について諮問され、青少年問題協議会において審議を重ねてきました。

答申案について7月22日から8月4日までの意見募集を経て、8月20日に開催された第2回総会において青少年問題協議会より知事宛てに答申されました。

都では、この答申を受け、平成27年8月28日に本計画を策定しました。

<第30期東京都青少年問題協議会 開催状況等>

平成27年1月20日 第1回総会
・副会長の選任、諮問事項、協議会の運営 ・東京都子供・若者計画（仮称）素案概要
1月20日 第1回専門部会
・東京都子供・若者計画（仮称）素案説明
2月16日 第2回専門部会
・「困難を有する若者の支援を考える」古賀委員 ・「子供の貧困」について ・「子ども・若者支援地域協議会」について
3月27日 第3回専門部会
・「関係性の貧困に生きる少女たち～JKビジネスの現状を踏まえて～」仁藤委員 ・「子どもの権利保障と多機関連携のあり方～カリヨン子どもセンターの活動から～」坪井委員
4月8日 第4回専門部会
・「子供・若者計画に貧困の視点を」阿部委員 ・「困難を抱えた子どもの生きる権利・成長発達する権利を保障するために必要なこと～弁護士としての活動実践から見てきたこと～」川村委員 ・現場における効果的な支援の実践について
5月8日 第5回専門部会
・「東京都子供・若者計画（仮称）」について ・子供・若者支援地域協議会の効果的な運営について
6月11日 第6回専門部会
・「第30期東京都青少年問題協議会専門部会の運営について」（案） ・「東京都子供・若者計画（案）」について
7月14日 第1回拡大専門部会
・「専門部会における審議経過」 ・「東京都子供・若者計画（案）」について
7月22日～8月4日 答申案に関する意見募集
8月20日 第2回総会
・意見募集結果の報告 ・答申手交
8月28日 本計画の策定

▶ 6－2 東京都青少年問題協議会条例

制定 昭和28年10月20日条例第101号
最終改正 平成26年3月31日条例第12号

(設置)

第一条 地方青少年問題協議会法(昭和二十八年法律第八十三号)第一条の規定に基づき、東京都に、知事の附属機関として、東京都青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。
(平一二条例一七一・一部改正)

(組織)

第二条 協議会は、会長及び委員三十五人以内をもつて組織する。
2 会長は、知事をもつて充てる。
3 委員は、次に掲げる者につき、知事が任命し、又は委嘱する。
一 東京都議会議員 六人
二 学識経験者 十六人以内
三 関係行政庁の職員 五人以内
四 東京都の職員 八人以内
(平二六条例一二・一部改正)

(委員の任期)

第三条 前条第二号の委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任をさまたげない。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第四条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
2 協議会に副会長をおく。
3 副会長は、委員が互選する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
5 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第五条 協議会は、知事が招集する。

(専門委員)

第六条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員をおくことができる。
2 専門委員は、学識経験者のうちから、知事が委嘱する。

(定数及び表決数)

第七条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。
2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第八条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年七月二十五日から適用する。

附 則(平成一二年条例第一七一号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成二六年条例第一二号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

▶ 6－3 東京都青少年問題協議会要綱

施行 昭和28年10月30日
最終改正 平成26年7月16日

（委員の構成）

第1条 東京都青少年問題協議会条例（昭和28年東京都条例第101号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する関係行政庁の職員は次の各号に掲げる職にある者とする。

- 1 東京労働局総務部長
- 2 東京矯正管区第三部長
- 3 東京保護観察所長
- 4 東京地方検察庁刑事部長
- 5 東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官

2 条例第2条第4号に規定する東京都の職員は次の各号に掲げる職にある者とする。

- 1 政策企画局長
- 2 青少年・治安対策本部長
- 3 総務局理事
- 4 生活文化局長
- 5 福祉保健局長
- 6 産業労働局長
- 7 教育長
- 8 警視庁生活安全部長

（協議題の付議）

第2条 委員が協議のための議題を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要資料を協議会開催予定日の10日前までに青少年・治安対策本部総合対策部に送付するものとする。

（幹事会等）

第3条 東京都青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に幹事及び書記若干を置く。

- 2 幹事及び書記は、東京都の職員及び関係行政庁の職員のうちから知事が任命又は委嘱する。
- 3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。
- 4 書記は、会長の命を受け事務に従事する。
- 5 協議会の庶務は、青少年・治安対策本部総合対策部において行う。

付 則

この要綱は、平成26年7月16日から施行する。

「東京都青少年問題協議会要綱」第3条第2項に基づく幹事の職

政策企画局	調整部長
青少年・治安対策本部	総合対策部長
総務局	人権部長
財務局	主計部長
生活文化局	広報広聴部長
生活文化局	私学部長
都市整備局	市街地建築部長
福祉保健局	総務部長
福祉保健局	少子社会対策部長
福祉保健局	健康安全部長
産業労働局	総務部長
産業労働局	雇用就業部長
建設局	公園緑地部長
港湾局	総務部長
教育庁	総務部長
教育庁	指導部長
教育庁	地域教育支援部長
警視庁	生活安全部少年育成課長
東京保護観察所	統括保護観察官
東京家庭裁判所	次席家庭裁判所調査官

▶ 6－4 第30期東京都青少年問題協議会委員名簿

平成27年8月20日現在（敬称略）

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
会 長	舩 添 要 一	東京都知事	
都議会議員 6人	松田 やすまさ 山 加 朱 美 伊藤 こういち 徳 留 道 信 小山 く に ひ こ 崎 山 知 尚	東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員	
区長・市長 2人	多 田 正 見 高 野 律 雄	江戸川区長 府中市長	
学識経験者 14人 以内	阿 部 彩 井 利 由 利 加 藤 諦 三 川 村 百 合 岸 美津枝 古 賀 正 義 金 野 眞 行 坪 井 節 子 寺 崎 千 秋 土 井 隆 義 仁 藤 夢 乃 峯 岸 道 隆 山 本 恵 子	首都大学東京 都市教養学部 人文・社会系 教授 臨床心理士、精神保健福祉士（公益社団法人青少年健康センター） 早稲田大学名誉教授 弁護士、ゆり綜合法律事務所 公募（NPO法人東京コミュニティカレッジ認定カウンセラー） 中央大学文学部教授 一般財団法人東京私立中学高等学校協会広報部副部長 弁護士、社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事長 一般社団法人教育調査研究所評議員・研究部長 筑波大学人文社会系教授 公募（一般社団法人Colabo代表理事） 一般社団法人東京都小学校PTA協議会顧問 NHK国際放送局WorldNews部記者	副会長 専門部会長
関係行政庁 の職員 5人	原 口 剛 柿 崎 伸 二 荒 木 龍 彦 川 原 隆 司 山 崎 朋 亮	東京労働局総務部長 東京矯正管区第三部長 東京保護観察所長 東京地方検察庁刑事部長 東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	
東京都の 職員 8人	川 澄 俊 文 廣 田 耕 一 山 手 齊 多羅尾 光 睦 梶 原 洋 山 本 隆 中 井 敬 三 茂 垣 之 雄	東京都政策企画局長 東京都青少年・治安対策本部長 東京都総務局理事（人権担当） 東京都生活文化局長 東京都福祉保健局長 東京都産業労働局長 東京都教育委員会教育長 警視庁生活安全部長	

東京都子供・若者計画
～社会に参加し、社会を形成する若い力を育む～

登録番号（２７）１５

平成２７年１１月 発行

編集発行 東京都青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課
〒１６３-８００１

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

電 話 ０３-５３８８-３１７２

印 刷 株式会社 ブルーホップ

〒１０４-００３２

東京都中央区八丁堀一丁目１１番３号

電 話 ０３-５５４０-４６１１